

令和7年度 DATA SENDAI プラットフォーム運営支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 DATA SENDAI プラットフォーム運営支援業務

2 背景・目的

本市が令和6年3月に策定した「仙台市 DX 推進計画 2024-2026」では、集中改革期間の実施事項の一つとして『データ利活用（新たなサービスの創出に向けて）』を掲げており、データの連携・流通がしやすい仕組みを構築することで、複数のデータを組み合わせた新たなサービスの創出を目指すこととしている。

令和6年度には、本市が運用するデータ連携基盤（以下「データ連携基盤」という。）の普及啓発や、データ活用事例の創出、会員同士のコミュニティ形成等を目的とした会員制事業「DATA SENDAI プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、データ連携基盤を活用したサービス開発の支援や、ワークショップ等の取り組みを進めてきたところである。

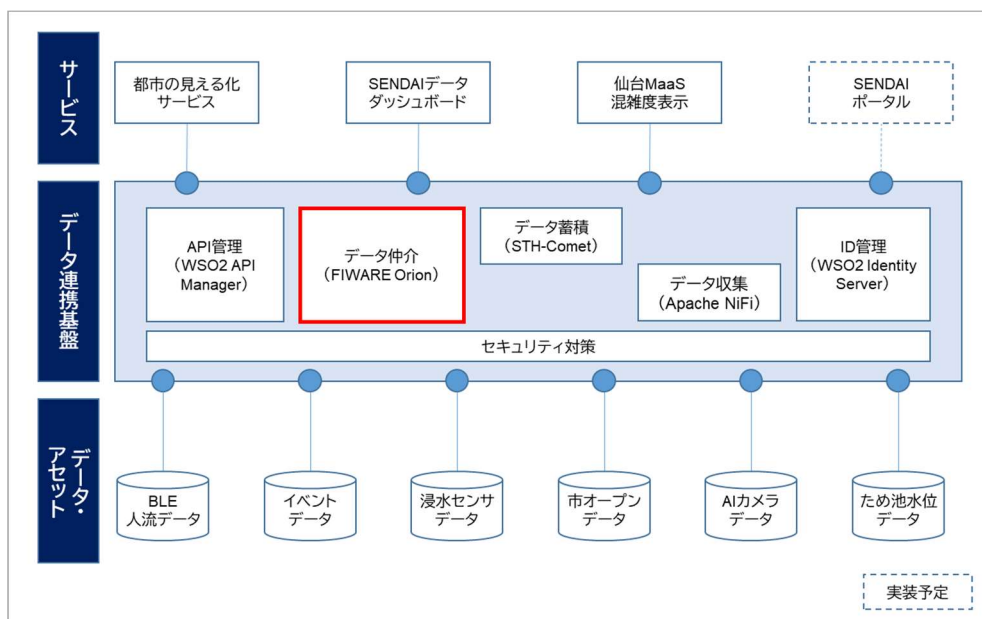
これらの取り組みを発展させていくためには、初心者・未経験者であっても分かりやすく、安心してデータ連携基盤を利活用することのできるプラットフォームが求められ、データ連携基盤の専門的知見による丁寧な技術サポートや、運用面の改善を行っていく必要がある。

本業務では、プラットフォームの運営の一環として、研修プログラムの実施や、データ連携基盤の利活用のサポート支援、プラットフォーム及びデータ連携基盤の運用改善に向けた調査検討を一体的に実施する。

○プラットフォームの特設ウェブサイト

<https://data-sendai-platform.jp/>

○データ連携基盤の構成図



3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 委託業務

(1) 研修プログラムの実施

ア 概要

データ連携基盤のハンズオン等を通じて、データ連携基盤の概念や活用方法を体験的に習得できるとともに、参加者同士の交流や、サービス創出に向けた新たな取組みに資する研修プログラムを実施する。

イ 実施要件

- ① 形 式： 原則、現地参加を前提としたリアル開催
- ② 規 模： 各回 30 名以上の参加を見込む
- ③ 会 場： 以下の内容を満たすこと
 - 仙台市地下鉄の駅または JR 仙台駅から概ね徒歩 15 分以内の場所
 - 参加者全員が一度に受講できる環境であること
- ④ 開催回数： 全 3 回（3 日間）
- ⑤ 開催時期： 令和 7 年 9 月から 12 月末までの間（連続した 3 日間である必要はない）
- ⑥ 1 回の所要時間： 3 時間以上 7 時間未満（休憩時間を含める）
- ⑦ 内 容： 以下の内容を満たすこと
 - 全 3 回の参加を前提としたカリキュラムとしつつ、各回で完結すること（次の回で、前回途中まで進めたワークの続きを再開することは不可）
 - データ連携基盤を実際に操作するハンズオンを中心に行うこと（全 3 回のうち 1 回以上実施すること）
 - グループ形式のワークやディスカッションを中心に行うこと（全 3 回のうち 1 回以上実施すること）

ウ 業務内容

- ① 研修プログラムの企画
 - 業務の目的に資する研修プログラムを企画し、実現に向けた全体スケジュールを提案すること。
- ② 研修資料等の作成
 - 座学等で使用する教材を作成すること。なお、下記（2）①②で提供する利用者向けコンテンツを十分に活用すること。
 - 演習等で使用するデモ用のデータやサービスを準備すること。なお、データ連携基盤の機能・仕様について十分に調査検証を行ったうえで準備すること。
- ③ 会場の確保及び準備
 - 会場候補を選定し、委託者と協議のうえ会場を決定すること。
 - 会場の必要期間の確保を行うこと。

- 使用する機器や設備については、委託者と協議のうえ、実施に必要なものを準備すること。
- ④ 参加者募集の広報
 - 広報チラシを制作し、効果的かつ広域的な周知を実施すること。
 - 市内の企業・地域団体・大学等から多くの応募が集まるよう、広報手法を工夫すること。
- ⑤ 参加者の対応
 - 申込受付、参加者への事務連絡、当日の受付・出欠確認、問い合わせ対応等については、委託者が行う。ただし、委託者の求めに応じて、通知文案や回答案を作成すること。
- ⑥ 研修プログラムの実施
 - 上記①に基づき、研修プログラムを実施すること。
 - 必要に応じて、会場の設営や撤収を行うこと。
- ⑦ 効果測定・実施報告書
 - 実施後、参加者を対象にアンケート調査を行い、研修プログラムの効果測定を行う。
 - 効果測定の結果を踏まえた実施報告書を作成し、委託者に報告すること。

(2) 技術的支援の提供

ア 概要

データ連携基盤の利用希望者及び利用者に対し、業務の目的に資する技術的支援を提供する。

イ 業務要件・内容

- ① 利用者向けコンテンツの企画
 - データ連携基盤の利用者向けコンテンツを企画し、提供に向けたスケジュールを提案すること。コンテンツは、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) データ連携基盤の利用者や利用希望者が、当該コンテンツを利用・参照することで、データ連携基盤の概念や基本的な利用方法を理解できること。
 - (イ) コンテンツの利用者が、自身の知りたい情報に容易にたどり着けるように、目次や索引、検索等に工夫があること。
 - (ウ) 委託期間満了後、当該コンテンツの追加、更新、管理等を、委託者において自由に行えること。
- ② 利用者向けコンテンツの制作及び提供
 - 上記(1)の研修プログラムの開始までに制作し、提供すること。
 - 内容は、プラットフォームが現在提供している操作マニュアル等と重複しても問題ないが、十分に精査・確認を行い、平仄を合わせたうえで制作すること。
 - 提供方法は、ドキュメント形式に限るものではなく、wiki や GitHub 等の外部サービスで提供することも可能とする。ただし、外部サービスは無償利用の範囲内とすること。
- ③ 利用者からの問合せ等の対応
 - データ連携基盤の利用者及び利用希望者から、データ連携基盤に関する問合せや相談があったとき、ヒアリングや解決方法の調査等を行い、適切に回答・助言・提案をすること。
 - 問合せ等の受付、ヒアリングの調整等は、委託者が行う。
 - 対応後は、問合せ等対応管理表を作成し、委託者に報告すること。

- 利用者及び利用希望者からの問合せ等は、月平均3件を想定して対応すること。

(3) 運用改善に向けた調査検討

ア 概要

上記(1)(2)の実施を通じて、プラットフォーム及びデータ連携基盤の運用改善に向けた調査検討と、改善策の報告を行う。

イ 業務内容

① 調査検討の方針の整理

- 委託者と協議のうえ、調査検討の項目、実施方法及びスケジュール、報告書の記載事項等を整理する。なお、以下の観点により実施することを想定している。

＜調査検討の観点＞

データ連携基盤の拡張・効率化

運用ルール・ガイドラインの明確化

提供データの充実化

連携サービスの充実化

プラットフォームの取組みの充実化

② 調査検討の実施、運用改善提案書の作成

- 上記①の整理に沿って、調査検討を実施すること。
- 調査検討後、それらの結果を踏まえた運用改善提案書を作成し、委託者に報告すること。

③ 委託者への伴走支援

- 報告後、委託者が運用改善等の取組みを進めるにあたっては、委託者の求めに応じて、伴走支援を行うこと。

5 提出書類

本業務の提出書類は以下の通りとする。委託者において容易に再編集可能な形式（Word・Excel・PowerPoint 等）の電子データで提出すること。

提出時期	提出書類	提出日
業務着手時	着手届 業務担当者届 業務履行計画書 業務履行体制表	契約締結後 14 日以内
担当者変更時	業務担当者変更届	変更後 5 日以内
会議・打ち合わせ実施時	議事録（要約可）	実施後 5 日以内
業務完了時	業務完了届	業務完了した日

※ 上記に示す書類のほか、委託者が必要とする書類についてはその都度提出すること。

6 成果物

本業務の成果物は以下の通りとする。委託者において容易に再編集可能な形式（Word・Excel・PowerPoint・MP4・PNG・JPG等）の電子データで提出すること。

業務	提出書類	納期
研修プログラムの実施	研修資料等 広報チラシ 当日の写真、動画 アンケート結果 実施報告書	令和8年1月末まで
技術的支援の提供	利用者向けコンテンツ	研修プログラムの開始まで
	問合せ等対応管理表	都度（委託期間満了まで）
運用改善に向けた調査検討	運用改善提案書	令和7年12月末まで

7 提出先

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部まちのデジタル推進課

8 成果物に係る著作権の取り扱い

成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

9 業務に関する提案

本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、委託者に対して積極的にこれを提案すること。

10 その他遵守事項

- （1）本業務の実施にあたり適切な者を業務担当者に選任すること。
- （2）業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務を遂行すること。
- （3）定期的な会議を開催し、業務の進捗状況等に関して委託者に報告すること。
- （4）臨時の報告や協議が必要な事由が発生したときは、速やかに委託者に報告を行うこと。
- （5）関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うこと。
- （6）本業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- （7）本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、誠意をもって対応し解決すること。
- （8）本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。
- （9）受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については委託者と協議の上業務の一部を委託することができる。

- (10) 本業務の履行に関する行政情報の取り扱いについて、別紙「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項
(<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議のうえ決定する。